

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.014

| | |
|-----------|--|
| 処 分 名 | 換地計画の変更の認可 |
| 処 分 の 概 要 | 施行者は、換地計画を変更するにあたり都道府県知事の認可を受けなければなりません。その場合、一度、市町村長を経由して行わなければなりません。 |
| 根拠法令等・条項 | 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 97 条第 1 項 |
| 審 査 基 準 | 法令の規定において、当該許可等の判断基準が具体的かつ明確に定められているため、設定しません。 |
| 標準処理期間 | 関係機関が多岐にわたるため、協議及び検討に要する時間が算定できないため、設定できません。 |
| 設 定 年 月 日 | 平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日） |
| 申 請 時 期 | 随時 |
| 申 請 方 法 | 本庁 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送 |
| 備 考 | ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/tochi/kukaku/index.html |

■土地区画整理法

(換地計画の変更)

第九十七条 個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等は、換地計画を変更しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社はその申請をしようとするときは、換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。